

# 要望内容の補足説明資料

## 要望事項 1

要望内容	<p>新型コロナウイルス感染防止対策の為の登園自粛要請に応じて家庭保育を行っている児童の給食費の取扱いについて、3号認定子ども（0歳児～2歳児）については保育料に含まれ日割り計算にて減免されていますが、2号認定子ども（3歳児～5歳児）については各施設の負担により多くの施設が減免措置をとっております。</p> <p>保護者の負担軽減と安定した施設運営の為、2号認定子ども（3歳児～5歳児）の登園自粛期間における給食費減免に対する補助制度の創設をお願いします。</p>																	
補足説明	<p>就学児においては小中学校の臨時休校に伴い、「臨時休業中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任をもって対応する」旨の方針のもと、「学校臨時休業対策費補助金」が創設され、学校給食費についても国の減免措置が行われ、また、学童の利用料が負担増しないように、国の助成がされております。</p> <p>そんな中、休園や登園自粛に協力している利用者において、自粛の長期化に伴い家庭での食費等の負担増や収入減など家計の逼迫が心配されていますが、1号認定子ども（満3歳から5歳児）および2号認定子ども（3歳児から5歳児）の家庭においては、何ら助成や負担軽減の施策は無く、国の保障制度から漏れている現状があります。自治体や法人によっては、自助努力により給食費の減免をしているケースもありますが、全体で見るとまだ少ない状況にあります。</p> <p>昨年度より実施されている幼児教育・保育の無償化の際に、学校に併せる形で応能負担であった給食費の副食費分を保育料の枠から外した経緯もあることから、学校給食と同様に保護者の負担軽減の施策として、給食費の助成をお願い致します。</p> <p><b>【給食費における補助の有無】</b></p> <table border="1" data-bbox="277 1227 1501 1520"> <thead> <tr> <th></th> <th>3号認定 (0歳児～2歳児)</th> <th>1号認定・2号認定 (3歳～5歳児)</th> <th>小学生</th> <th>中学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料 (学費)</td> <td rowspan="2">保育料 (給食費含む) 日割り減免措置有り</td> <td>無償</td> <td>無償</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>給食費の補助制度 無し</td> <td>給食費の補助制度 有り</td> <td>給食費の補助制度 有り</td> </tr> </tbody> </table>					3号認定 (0歳児～2歳児)	1号認定・2号認定 (3歳～5歳児)	小学生	中学生	保育料 (学費)	保育料 (給食費含む) 日割り減免措置有り	無償	無償	無償	給食費	給食費の補助制度 無し	給食費の補助制度 有り	給食費の補助制度 有り
	3号認定 (0歳児～2歳児)	1号認定・2号認定 (3歳～5歳児)	小学生	中学生														
保育料 (学費)	保育料 (給食費含む) 日割り減免措置有り	無償	無償	無償														
給食費		給食費の補助制度 無し	給食費の補助制度 有り	給食費の補助制度 有り														

## 要望事項 2

要望内容	<p>新型コロナウイルスの感染防止対策については長期化する事が予想されています。</p> <p>施設での給食提供についても、万全の衛生管理が求められてきますが、調理業務従事者に対する衛生管理の徹底・改善を図る為の措置を講じて下さい。</p> <p>* 学校給食への衛生管理改善事業に準じた制度の創設をお願いします。</p>
補足説明	<p>別紙資料：令和2年3月10日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『臨時休業に伴う学校給食休止への対応について』 参照</p>

### 要望事項 3

要望内容	<p>新型コロナウイルス感染防止対策の為の登園自粛要請に応じて家庭保育を行っている児童の給食費の取扱いについて、3号認定子ども（0歳児～2歳児）については保育料に含まれ日割り計算にて減免されていますが、2号認定子ども（3歳児～5歳児）については各施設の負担により多くの施設が減免措置をとっております。</p> <p>保護者の負担軽減と安定した施設運営の為、2号認定子ども（3歳児～5歳児）の登園自粛期間における給食費減免に対する補助制度の創設をお願いします。</p>																								
補足説明	<p>平成26年度以降、これまで人事院勧告による国家公務員の賃金水準が上昇してきた結果、公定価格の算定においても人事院勧告における賃金上昇分に連動しての公定価格の増額と、それに紐づけての公定価格の人事院勧告上昇分については全額職員給与への追加支給を国より義務化されてきました。</p> <p>人事院勧告による国家公務員の賃金水準が下がり、それに連動し公定価格の人件費単価算定が下げられる（公定価格が下がる）事による収入減が起こった場合には、連動して職員給与を下げる事となるのか現場では非常に不安が広がっております。</p> <p>平成25年度以降、待機児童解消のための『量の拡充』に伴う保育人材不足への対応として、保育士の処遇改善を積み重ねてきた事によって人材確保には一定の成果が出ており、保育士の地位向上の側面からも技能経験に応じた処遇改善も行ってきましたが、このまま市場経済の縮小に伴って人事院勧告が下がり、連動して公定価格が引き下げられたとしても、保育現場では連動して保育士等の職員給与を引き下げる事は現実的に出来ないとの意見が多くありますが、その場合には公定価格は引き下げられ収入減となりながら、人件費は定期昇給分も含め上昇していくという状態になります。</p> <p>これまでの処遇改善の経緯や、未だ解消の目途が立たない保育人材不足の状況に逆行する様な状況にならない様、公定価格を下げない仕組みづくりの構築を要望致します。</p> <p>*参考：これまでの人事院勧告の経緯（勧告率）</p> <table border="1" data-bbox="284 1361 1497 1563"> <tr> <td>H20年度</td> <td>0</td> <td>H24年度</td> <td>0</td> <td>H28年度</td> <td>0.17%</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>▲ 0.22%</td> <td>H25年度</td> <td>0</td> <td>H29年度</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>▲ 0.19%</td> <td>H26年度</td> <td>0.27%</td> <td>H30年度</td> <td>0.16%</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>▲ 0.23%</td> <td>H27年度</td> <td>0.36%</td> <td>R1年度</td> <td>0.09%</td> </tr> </table>	H20年度	0	H24年度	0	H28年度	0.17%	H21年度	▲ 0.22%	H25年度	0	H29年度	0.15%	H22年度	▲ 0.19%	H26年度	0.27%	H30年度	0.16%	H23年度	▲ 0.23%	H27年度	0.36%	R1年度	0.09%
H20年度	0	H24年度	0	H28年度	0.17%																				
H21年度	▲ 0.22%	H25年度	0	H29年度	0.15%																				
H22年度	▲ 0.19%	H26年度	0.27%	H30年度	0.16%																				
H23年度	▲ 0.23%	H27年度	0.36%	R1年度	0.09%																				

### 要望事項 4

要望内容	<p>新型コロナウイルス感染防止の為、長期間にわたり学校等が休校となっている事に対する『学びの機会確保』として、各種学校の9月入学が検討されていますが、9月入学が導入されると、約50万人の5歳児に保育提供の空白期間が生じる事や、それに関連して待機児童が多く発生してしまうなど、未就学児童に対する影響が多く出ると予想しております。</p> <p>現在在学中の生徒児童の学びの時間確保対策のみクローズアップされ、未就学児童への影響についての議論が置き去りにされてしまう様な拙速な議論とならない事を望みます。</p>
補足説明	別紙資料 参照